

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」
第 11 条に基づく区長への申立ての状況（令和 5 年度）

1 区長への申立ての件数及び概要

令和 5 年度については、区長への申立てが 1 件あった。

（1）申立日

令和 5 年 11 月 14 日

（2）申立事項の概要

令和 5 年 9 月 9 日実施「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講師が「不正な財産分与逃れ」及び「正当な理由のない子の連れ去り」の指南をしている音声 SNS 上に流失した。これにあたり、指南どおりに財産隠しをし、法的ペナルティを課せられた受講者からの訴訟や、不正な財産隠しの被害にあった方からの損害賠償請求などのリスクが区に生じるため、区による当該講師からの事実関係の聴取及び公表を行い、次年度以降「女性限定」の離婚講座の実施を見送るとともに、当該講師が担当した令和 2 年から令和 5 年までの講座参加者約 80 名が「不正な財産分与逃れ」を実行していないかどうか、区による調査及び結果の公表を求める。

（3）申立て者

区民

（4）該当所管

生活文化政策部人権・男女共同参画課

（5）苦情処理委員会への諮問の有無

無

（6）申立てへの結果通知日

令和 6 年 1 月 25 日

(7) 申立てへの結果通知における区の対応（回答）の概要

【調査等の結果】

- ① 当該講座は、離婚をきっかけに、仕事や住まい、子育て等の生活環境が大きく変化する局面において、相対的に女性が困難や障壁に直面することが多い実態に照らし対象を女性のみとしている。相対的にとは、担当所管が行うDV等相談業務の中で件数、内容からも明らかである。こうした背景の中、特にDVや経済的搾取等に苦しむ女性の積極的参加を促すため、類似した境遇の参加者同士という安心感とともに、講座の参加に踏み切る気持ちを起こさせる受講環境を整え実施している。
- ② 講座内での一部不適切な行為を助長する発言があったとのご指摘を受け、すでに講師には事実確認について聴取済である。講義で取り上げた事例や具体的内容は、区の公式見解でなく、誤解を与える発言については、講師から謝罪を受けている。
- ③ 令和5年実施の講座受講生に対しては、誤った理解があつてはならないことから、講座を実施した男女共同参画センターらぷらす HP にて、受講生から連絡を頂き、正しい内容の説明と謝罪をさせていただく旨、周知している。なお、受講生かららぷらすに連絡をいただく対応としているのは、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下にある状況を考慮したためである。
- ④ 令和2年から令和4年までの講座受講生に対する調査等については、申し立ての日より1年以上前に発生した事案に関する事項であること、講座の性質上、匿名を可能としての受付方法や講義内容の発言記録が存在していないことから、調査等が困難である。なお、受講生が不正な財産分与逃れ等を実行したか否かについて、区として調査する権限や受講生が回答する義務もない。

【措置の内容】

次年度以降の講座運営にあたり、性別等の区別なく、オンライン上で参加者の顔がわからない環境とした講義、または、男女を区別し、それぞれのニーズや実情に即した講義を行う講座を設定する。加えて、講師との事前調整において講義内容等、綿密に確認することとともに、講座のねらいや対象を分かりやすく誤解のないように広報周知を行う等、当該講座については是正を行う。

【苦情処理委員会への諮問】

本申立てについては、調査等の結果、措置の内容を踏まえ、区からの受講生への対応及び講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当とする。

2 区長への申立ての件数の推移

年度		苦情	意見	相談	計
令和5年度	件数	1	0	0	1
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)	(0)			(0)
令和4年度	件数	0	0	0	0
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)				(0)
令和3年度	件数	0	0	0	0
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)				(0)
令和2年度	件数	0	0	0	0
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)				(0)
令和元年度	件数	1	0	0	1
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)	(1)			(1)
平成30年度	件数	1	0	0	1
	(うち苦情処理委員会 への諮問件数)	(1)			(1)